

ドイツ連邦食料・農業省プレス公告
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft
NO 11

NO 1 1

2 0 1 6 ・ 3 ・ 1 9

1 牛乳生産者と乳製品工業の市場地位を強化

ー牛乳市場のための EU 委員会の政策カタログー

ブリュッセルでの今日（3月14日）のEU一農相理事会における交渉と、牛乳市場安定のためのEU一委員会の政策カタログについて、連邦大臣シュミットが説明した：”牛乳市場のリスクは、農業者のみに担わせてはならない。我々は、責任とリスクを広範な肩の上に、分散させねばならない。そのため、牛乳生産者と乳製品工業の地位を、強化することが重要である。我々は、この危機に対してさらなる生産の花火を打ち上げることを、避けねばならない。

これは、私とフランスの大臣が先週策定し、そしてEU一委員会と農相理事会が、今取り上げようとしている。牛乳市場改善のためのドイツーフランスのイニシアチブの、中心的な関心事である。EU一委員会の提案は、正しい方向を目指している。私は、ヨーロッパ農業政策における市場指向性のための、農相理事会とEU一委員会の明確な表明を歓迎する。緊張した市場の問題解決策は、市場においてのみ見出される。

その際、我々は農業者だけに責任を担わせるのではなく、それを支える政策でもって支援する。生産者と乳製品工業は、任意の生産制限または牛乳量の削減のために、自己責任での期限付き合意でもって、生産適応を決定すべきである。この分野への支援は、市場介入と民間倉庫保管の強化と政策上の柔軟性を提供する。貿易障害の除去と輸出クレジットの試行を歓迎する。重要なことは、EU一委員会の支払能力向上プログラムを通じた、中一長期的政策の支援である。

そのために必要なヨーロッパの財源は、EU一農業財政の領域において、準備されねばならない。

私は、今年も該当する農業者に対して、委員会が支払能力支援でもって尽力する。我々はヨーロッパの危機に際して、ヨーロッパの力強さを示さねばならない。

2 復活祭のみでなく一卵の生産・消費動向を知るべき

卵の生産と販売のための知っておくべき知識：卵は伝統的に、復活祭に属している。卵は、象徴的に彩色された新しい生活に組み入れられ、そして調理される。連邦食料・農業省は、復活祭前に卵関連の興味ある事実をとりまとめた。

生産

ドイツにおいて 2015 年に、878,000 t の卵が生産された（孵化させる卵も含めて）。連邦農業局の暫定供給決算が、2015 年について 140 万個以上の卵の利用可能な生産を、明らかにした（前年比+ 1,8%）。2015 年にドイツは、458,000 t の卵を輸入し、そしてそれは 2000 年よりも 56%増えている（2000 年は 293,000 t）輸出もまた、上昇傾向にある。2000 年において 72,000 t の輸出に対して、2015 年には約 175,000 t の卵が外国に輸出された。これは、140%以上の増加に相当する。

ドイツ国民 1 人当たり 233 個（14,4kg）の卵を食べている。ドイツ全体で昨年 190 万個強の卵が、消費された。全重量は、1,233,000t である。その内半分は殻つき卵で、これは個々の家庭で消費された。ドイツにおいて最も頻繁に、平地飼育の卵が、買われている（個人の家庭の 61%）。それに続くのが露地飼育で約 26%，そして有機生産の卵が 12%である。小グループ飼育の卵は、この間あまり伸びていない。2015 年の購入は、2010 年比でおよそ約 80%に減少した。同時に有機生産からの卵購入は、約 65%増加した。

復活祭のために特別なこと

復活祭の月に、1 家庭当たり 2~3 個以上の卵を購入する。今ではカラフルな卵は、年間を通じて提供されている。復活祭の月に消費は増加し、2 個以上の卵が消費されている（このことは、上記の 2~3 個の中に彩色された卵が、約 50%含まれる）。

表 示

殻つき卵の表示は、EU 一域内で卵販売規準の中に規定されている。この販売規準は、加工卵にも有効である。しかし、調理したそして彩色した卵には、該当しない。加工していない卵の殻の上に、飼育形態を伴った生産コードを、表示しなければならない。パック包装の上またはばら売りの個々の卵に、直接品質等級、重量クラス並びに生産した経営番号が、表示されねばならない。調理されそして彩色された卵は、最終包装の上に加工した食品として、取り扱われる。

これは全般的な食品表示法に応じて、表示されねばならない。つまり、包装の上に以下の事項が表示されること。

- ◇ 流通上の品名
- ◇ 包装の中に入っている卵の個数
- ◇ 生産者、包装者または販売者の名前と住所
- ◇ 賞味期限ないし消費期限
- ◇ 場合によっては、添加物の表示
- ◇ 彩色された卵の「色素」の説明
- ◇ 量の申告
- ◇ 定価

彩色された卵には、「色素」の説明が記されること。重要なこと：卵殻への彩色またはマークづけについて、添加物一認可規則においてのみ、いわゆる色素が認められる。ばら売りの卵について、全般的な食品表示法によって、これまで有効でなかった。しかし、2014年12月13日から、EU一規定 NO1169/2011（いわゆる食品情報規則）によって、ばら売り産品のための全般表示規則が義務付けられた。これは、1つの食品（例えば、パン店のカウンターにある菓子類）の中に卵が加工されている場合、これは表示されねばならない。

卵または卵産品が添加物として含まれている食品は、殻つき卵に関する義務としての生産者コードで、表示する必要はない。これに従って産卵鶏の飼育形態の申告は、義務付けられない。だがしかし、任意をベースに卵を含んだ食品への産卵鶏の飼育形態を表示することは、今日すでに経営で可能としている。表示された適正な卵産品は、市場で入手されるようになった。

卵の取引は、広範な部分において専ら平地飼育、露地飼育または有機飼育から加工した卵を、私的な商標の中に義務付けられている。

2016・3・21 訳

青森中央学院大学

中川 一徹